

業務委託契約約款（例）

（総則）

第1条 委託者（以下「甲」という。）は、頭書の業務を受託者（以下「乙」という。）に委託し、乙は、別冊内訳表に基づき、頭書の委託料の額をもって頭書の期間内に頭書の業務を完了しなければならない。

（権利義務の譲渡等）

第2条 乙は、この契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は、承継させてはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承諾を得た場合は、この限りではない。

（一括委託又は一括下請）

第3条 乙は、この契約の履行について、委託業務の全部又は大部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承諾を得た場合は、この限りではない。

（委託業務の調査等）

第4条 甲は、必要と認めるときは、乙に対して委託業務の処理状況その他必要な事項について調査し、又は報告を求めることができる。

（委託業務の変更、中止等）

第5条 甲は、必要があるときは、委託業務の内容を変更し、又は委託業務の遂行を一時中止し、若しくは打切ることができる。この場合において、委託期間又は委託料の額を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定める。

2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲は、その損害について甲乙協議して定めた損害額を賠償しなければならない。

（乙の請求による期間の延長）

第6条 乙は、天候の不良等その責に帰することができない事由により期間内に業務を完了することができないときは、甲に対して遅滞なくその事由を付して期間の延長を求めることができる。

2 前項による期間の延長日数については、甲乙協議してこれを定める。

(履行遅延の場合における延滞金)

第7条 甲は、乙の責に帰する事由により委託期間内に委託業務を完了することができない場合において、期限後に完了する見込みがあると認めるときは、延滞金を徴収して委託期間を延長することができる。

2 前項の延滞金の額は、委託料の額につき、遅延日数に応じ年8.25パーセントの割合で計算した額とする。

(損害)

第8条 この契約の履行について発生した損害(第三者に及ぼした損害を含む。)のために必要を生じた経費は、乙の負担とする。ただし、天災その他やむを得ない事由による場合及び甲の責に帰する事由による場合は、この限りではない。

(完了報告及び検査)

第9条 乙は、翌月10日までに、当該月に実施した委託業務について書面をもって甲に報告しなければならない。

2 甲は、前項の報告を受けたときは、その日から10日以内に当該月分の委託業務の完了を確認するための検査をしなければならない。

3 前項の検査に合格しないときは、乙は遅滞なくこれを補完し、甲の再検査を受けなければならない。この場合において、前項に規定する期間は、甲が乙の補完を終了した旨の通知を受けた日から起算するものとする。

4 甲は、月の中途であっても乙の報告をまたずして業務遂行について検査し、必要があると認めるときは、乙に対して補完させることができる。

(委託料の支払い)

第10条 甲は、委託金額を10月と業務完了後の二回に分けて、半額ずつ支払うものとする。

2 乙は、9月及び3月までの業務が完了し、前条第2項又は第3項の規定による検査に合格したときは、所定の手続きによって委託料の支払いを請求するものとする。

3 甲は、前項の規定により支払いの請求があったときは、請求書を受理した日から30日以内に委託料を支払わなければならない。

(甲の解除権)

第11条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 正当な理由がなく、業務に着手すべき日を過ぎても業務に着手しないとき。

(2) その責に帰すべき事由により履行期間内に業務が完了しないと明らかに認められるとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないとき。

(4) 第12条第1項の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。

第12条 甲は、業務が完了するまでの間は、前条第1項の規定によるほか、必要があるときは、契約を解除することができる。

2 甲は、前項の規定により契約を解除したことにより乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(乙の解除権)

第13条 乙は、次の各号に該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 第5条の規定により業務委託の内容を変更したため委託料が3分の2以上減したとき。

(2) 第5条の規定による業務の中止期間が履行期間の10分の5（履行期間の10分の5が6月を超えるとときは、6月）を超えたとき。ただし、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた部分が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(3) 甲が契約に違反し、その違反によって契約の履行が不可能となったとき。

2 乙は、前項の規定により契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を甲に請求することができる。

(解除の効果)

第14条 契約が解除された場合には、第1条に規定する甲及び乙の義務は消滅する。

2 契約の解除について、この約款に定めのない事項については、甲乙協議して定める。

(秘密の保持)

第15条 乙は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(契約外の事項)

第16条 この契約の定めのない事項又はこの契約について疑義を生じた事項については、必要に応じ、甲乙協議のうえ定めるものとする。